

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第668号

2014年（平成26年）6月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

戸籍に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び  
目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2014年（平成26年）6月3日付けで諮問（第668号）された戸籍に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県横浜地方検察庁検察官検事より、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査のため、市民窓口センターで保有する養子離縁届に関する情報の照会がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県横浜地方検察庁検察官検事に養子離縁届に関する情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 養子離縁届書の情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

養子離縁届に関する次の事項

届出者が養子離縁届を提出した藤沢市の機関の所在地及び名称

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県横浜地方検察庁検察官検事

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(7) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県横浜地方検察庁検察官検事によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(1) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県横浜地方検察庁に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、当庁において捜査中の『電磁的公正証書原本不実記録・同供用事件』において、本届出書の証人欄に記載された証人のうち1人が被疑者であり、同被疑者が行った犯罪場所の特定をする必要がある。本人（養子）が知らないところで届出されており、届書を受理した藤沢市の機関を確認したい。なお、本事件については、すでに離縁無効の判決が出ている。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、戸籍事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件にかかる目的外提供は、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

ア 捜査関係事項照会書

イ 養子離縁届書

ウ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり  
の判断をするものである。

#### (1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県横浜地方検察庁検察官  
検事によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性について  
は、「捜査内容の詳細については回答できないが、当庁において捜査  
中の『電磁的公正証書原本不実記録・同供用事件』において、本届出  
書の証人欄に記載された証人のうち1人が被疑者であり、同被疑者が  
行った犯罪場所の特定をする必要がある。本人（養子）が知らないと  
ころで届出されており、届書を受理した藤沢市の機関を確認したい。

なお、本事件については、すでに離縁無効の判決が出ている。」と  
のことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報、戸籍事  
務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであるとし  
ている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認め  
られる。

#### (2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由につ いて

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して  
あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、本件の目的外提供は、捜査のために行うも  
のであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じる  
ことを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知  
を省略する合理的理由があると認められる。

以 上